

同(荒木萬壽夫君紹介)(第一〇五四号)
 同外十九件(菅野和太郎君紹介)(第一〇六九号)
 同外一件(森下國雄君紹介)(第一〇七〇号)
 同(木村守江君紹介)(第一〇八九号)
 同外一件(山本猛夫君紹介)(第一〇三三二号)
 同(木村守江君紹介)(第一一七二号)
 同(田中彰治君紹介)(第一一七二号)
 同(濱田正信君紹介)(第一一七三三号)
 同(森下國雄君紹介)(第一一七四号)
 同(荒木萬壽夫君紹介)(第一二〇四号)
 同(田中彰治君紹介)(第一二〇五号)
 元滿州国官吏の恩給に関する請願(愛知揆一君紹介)(第九四五号)
 同(始岡伊平君紹介)(第九四六号)
 同(保科善四郎君紹介)(第一〇三三二号)
 同(内海安吉君紹介)(第一〇八八号)
 同(濱田正信君紹介)(第一一八〇号)
 同(簡牛九夫君紹介)(第一二〇三三号)
 旧軍人恩給に関する請願(有田喜一君紹介)(第九四七号)
 國家公務員の賃金引上げ等に関する請願外一件(岡良一君紹介)(第九四八号)
 同外十八件(松井誠君紹介)(第九八九号)
 同(中澤茂一君紹介)(第一〇〇〇号)
 同外十一件(山口鶴男君紹介)(第一二四〇号)
 旧軍人恩給の引上げ等に関する請願(花村四郎君紹介)(第九五〇号)
 暫定手当全額本俸繰入れに関する請願(鈴木正吾君外一名紹介)(第九八八号)

同外二十五件(上村千一郎君紹介)(第一二六五号)
 法務省職員の見直し増員等に関する請願(中澤茂一君紹介)(第一〇〇二号)
 同外十件(山口鶴男君紹介)(第一二四一四号)
 基地周辺学校の防音対策に関する請願(青木正君紹介)(第一〇一六号)
 同(井村重雄君紹介)(第一〇一七号)
 同(大野伴陸君紹介)(第一〇一八号)
 同(高田富興君紹介)(第一〇一九号)
 同(中曾根康弘君紹介)(第一〇二〇号)
 旧軍人恩給の増額等に関する請願(細田義安君紹介)(第一〇五六号)
 恩給増額に関する請願外一件(田川誠一君紹介)(第一〇六七号)
 同(野田武夫君紹介)(第一〇六八号)
 金鵝勲章年金及び賜金復活に関する請願(坊秀男君紹介)(第一〇七一号)
 国旗記念日制定に関する請願(瀬戸山三男君紹介)(第一〇九〇号)
 戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願(池田清志君紹介)(第一一四五号)
 新潟県浦川原村下保倉地区の寒冷地手当増額に関する請願(田中彰治君外一名紹介)(第一二〇六号)
 は本委員会に付託された。

公務員の給与に関する件
 ○中島委員長 これより会議を開きます。
 この際、公務員の給与に関する件について調査を進めます。
 質疑の申し出がありますから、これを許します。石山権作君。
 ○石山委員 労働省でいわゆる賃金部を設けられるということ等については、それから労働行政等については、いささか後日質疑をいたしたいと存しますが、きょうは人事院勧告についてだけ質問申し上げたいと思っております。私ども内閣委員会の一つの任務として、たくさん審議会等の問題を議論してありますが、調査会あるいは審議会で結論が生まれても、今までの例を見ますと、政府は御自分に都合のいいものは採用なさるけれども、御自分にあまり思わしくない、しかも金がかかるとなると、ごまかすことになりまして、ごもつともな理由をつけまして、審議会、調査会の答申というものを骨抜きにしてしまし、そういう例がたまたまあるわけなのです。ですから、私たちが、この設置法が出るたびごと、そんなものでは役に立たぬからおやめなさい、やるならばほんとうにそれをば尊重しなさいという、こういうふうなだめ押しを毎回々重ねて今日まで出てくるわけですが、私ども、それらの例と異なると、人事院の存在というものは違わないか。調査会あるいは審議会というものは存在と、人事院の過去の歴史、任務、こういうふうなものを見てみますと、人事院の勧告といものは、普通の調査会、審議会と

同一視することであつてはならぬのではないかと、常に考へていくわけですね。しかし、この人事院の勧告も、どうも政府が、二年か三年年限を切つてお作りになる調査会、審議会と何ら異なるような傾向を最近持っているのではないかと、いふように見ているわけですね。この前の給与勧告の場合でも、五月といふふうに、人事院としては珍しい施行期日を明記したのにもかかわらず、十月といふふうになつておられます。これは過ぎ去ったきのりのことではございますが、私にはあえて論及しませんが、そういう歴史の中において、去年の十二月十四日に、人事院は、当委員会、国会の再度の要請もだしたがたくして、暫定手当の一部改正の勧告を出したのでございます。それに対して政府は、官房長官がこの案につきまして十四日に記者団の方々と会見をいたしまして、よく内容を検討した上で具体的な結論を出すようにしたいといふふうな、政府側を代表して発言をなさつていられるわけですが、その後見ていると、この問題に関しましては、どうも手を触れていないような感じを私どもは外部から受け取るわけですが、暫定手当の問題について内容を具体的に検討する、こういう声明に対して、どういふふうな格好で今日までやってこられたか、給与大臣としての労働大臣にはんとうのところが承りたい。

○福永国務大臣 冒頭に申されました政府関係のいろいろの調査会、審議会等につきまして、政府ができるだけの意見等を尊重しなければならぬといふことは、私も重々考へておることであり、わけて人事院勧告といものは、お話にもありましたように、これは一般の調査会、審議会とはさらにまた違つて性格のものであることもよく認識いたしておるのであります。今具体的に御指摘になりました御質問のご意見も、暫定手当につきましては、今次予算に盛り込むに至つていないといふことは、私も非常に残念に存じておる次第でございます。この点について政府は手を触れなかつたのかという表現においてお尋ねでございますが、給与担当の私といたしましては、勧告が出ましたあと、すみやかに閣議にその内容等も説明をいたしまして、これが実施につき意見を開陳もいたしましたのであります。自來、予算の最終結論を得ますまでの間に、幾たびかこれについての主張もいたしましたわけでございます。わけて予算の最終決定をいたした最後の閣議の際にも、この点についての注意を喚起いたしまして主張もいたしましたのであります。遺憾ながら、政府全体の総合的結論をいたしましては、今度の予算に盛り込むことができなかった、こういうわけでありまして、その理由をいたしましては、もとより、政府は、しばしば国会からも御意見をいただいております。暫定手当はこれを整理するといふ方向に進めなければならぬといふ方針に全然異存はございませんが、今度人事院のお示しになりましたいわゆる底上げ方式による俸給繰り入れといふものは、これは官民給与の格差に影響を与えるといふことでもございまして、直ちに今度の予算に盛り込むといふところまでの結論にどうしても至らなかつたのでございます。この点について、直接の担当者たる私の力が足らなかつた

いっておしかりを受ければ、私はこれ
はもう甘んじて受けなければならぬ
のであります。私は私なりに努力もい
たしたのであります。先ほど申し上げ
たような次第で、今度の場合も盛り
込みに至らなかつた。ただし、これは
ずっとこのままというつもりではさ
らざらないのであります。さらさら
もつと検討の上でということになつて
おるわけでありませう。この上もひた
すらに努力をいたしたい、かように存
じておる次第でございます。

○石山委員 私、人事院の二つの性格
として考へているのは、人事院の存在
のために、公務員が労働者として持
ているいろいろな権利が押えられてい
るわけでございます。ですから、人事
院の持つ勧告権というものは、私ども
は、政府に対してかなり強いいわゆる
特裁的な力を持つものだと思つてい
るわけでございます。それでなければ、いたすら
に公務員法をたてて、公務員が
元來労働者として持っている権利を抑
圧される理由というものは一つもない
わけでございます。曲がりなりにも人事院勧告
が政府を常に制肘をして、その勧告通
り実施される、そこに相対的に公務員
のいわゆる活動というものを制限し得
る一つの理由があるだろうと思つてい
ます。そうでなければ、今とつては労働
行政というものは、池田内閣は逆
だ、反動的要素がかなりあると言われ
てもやむを得ないのではないかと、勧告
を無視したとは私は申しませんが、お
流しにする。しかし、公務員法に一步
たがえれば敵前に処す、これはだれが
見ても正当なバランスの上に立つた愛
情のある政治だとは言えないと思いま
す。私、給与担当大臣にお聞きしたい

のは、今政府が暫定手当は予算化しな
いというところは、予算上の問題のため
なのか。底上げ方式でございますから、
地域格差は少し詰まるわけですか。し
かし、底上げ方式ですから、東京に住
む人にとって供給はされるわけですか。
しかも、この三・六〇というものは、三
年間かかるといふのでございませう。
すから、財政的にも、人事院は、かな
り大蔵省を見たり給与担当大臣の顔を
見たりして作成した案なのではないか
と見ております。こまかいことは公務
員室長も来ておりますが、私どもは公
務員の給与を論ずる場合に、初任給を
も少し上げなければならぬ、という
ことをしよつちゅう言つておるわけ
なんです。優秀な官僚がなかなか地方
転出をきらつておる。これはやはり何
と申しましても、かつての地域給、暫
定手当が非常にものを言つておるとい
うことをわれわれは聞いておるわけ
でございます。私、人事院の方にも一例を申
し上げて、ここに例証を引いた覚えが
ございますが、秋田県に來る高等裁判
所の裁判官が、仙台から転任になると
き、決つたという話を聞いた。その
決つた理由も、秋田に來ると、非常
に下品な言葉でございますけれども、
寒くて取りまがえが薄くなる、学校も
ないのだ、こういうことで、われわれ
が最も信頼し、國家に奉仕をなされる
裁判官の身分のある方でも、そういう
発言をなさつたということをお聞いて、
ちよつとさびしい思いをしたこともご
ざいませうが、今度の暫定手当は、その
意味で人事院の考え方はかなりいい
のではないかと。東京地方と格差を縮め
る、わずかであるが、初任給も上げ
る、こういう考え方が暫定手当改正の

内容なのではないか、こう思つており
ますが、今申したように、今度の勧告
に対して——すみやかにという言葉を
使つておるのですよ。(比較的とい
う言葉がついておるよ)と呼ぶ者あり
すみやかにという言葉に比較的とい
う言葉はございませぬ。すみやかにや
つてくれというところにたえる場合に、
財政的措置が難点なのか、内容にお
いて難点があつたのか。私ならば、財政
的にも年間六億八千万を三年間かか
つてやるというやり方、内容的にも
初任給あるいは地域格差を縮めて、給
与体系としてはいい方向へ向かう傾
向にある、こゝにふまに私に思つてお
るものですか。すみやかにやれない
政府は、一体財政的なのか、内容的に
危惧があつて問題を伏せておるのか、
どつちなのでございますしよるか、これ
をお聞きしたいのです。

○福永国務大臣 公務員が全体の奉仕
者であるという特殊な地位にかんがみ
まして、一面において争議権等にお
いての制約があるが、同時に、反面にお
いて、給与あるいは勤務条件等につ
いて法律でいろいろの保障をいたして
おる。そしてまた、人事院という制度が
ございまして、これが給与その他につ
いて勧告を行なう。この制度は、私は
現在の日本において適當な制度である
と考えておるところであり、政府はこ
の勧告を尊重しなければならぬとい
うことに當然なわけでございます。人
事院がございば政府の顔色を見てお
られるかのごとき表現がありましたが、
これは私どもから申しますと、むしろ
あべこべで、顔色なんかなかなか見て
いただけないわけには参らぬので
あります。しばしば政府の方でも、容

易ならざる決意のもとに処置しなけれ
ばならぬ問題等も経験をしたしてお
るわけでございます。人事院は非常に公
平にやつておられるというように私は
認識いたしておるのでございます。

そこで、御指摘のようなことになつ
ていることについては、財政的措置
からいへばそういう願慮からさうい
うことになつたのかどうかというよう
な御質問でございますが、これは大蔵
大臣でない私が申し上げるのはいかか
かと思ひますけれども、わが國の現在
の財政状態全体から見ると、金がな
いからできないんだということは言
えないと思ひます。といつて、今度私が
いろいろ折衝しました経過において、
大蔵省の方でそれは出さうと言つて
おつたかといふと、必ずしもさうい
かない、正直に申し上げますと、さ
ういふわけなんでしょう。財政
的な理由からできないとは申さない
とは言うものの、財政当局がやること
に率先賛成してくれただかどうかとい
うことにつきましては、必ずしもさう
も言えないのでございます。そこで、
先ほど申し上げたように、政府
全体の意見を取りまとめた総合的結論
が、さういふわけに参りませんでした
という表現をいたしたわけでございます
。しかし、これは今も御指摘になり
ましたように、すみやかに処置しなけ
ればならぬといふことにつきまして
は、私どもも強くこれを認識いたして
おるところでございます。今後大い
に努力いたしまして、できるだけ早
く、さういふように考へておる次第で
ございませう。できるだけ早くとい
ふなあいまいな話じゃいかぬというお
しかりを受けるかもしれませんが、こ

れからも、いろいろこうしたことにつ
いて閣内においても発言する機会もあ
らうと思ひます。また、おのずか
ら適切な時期もあると考へております
ので、一さうの努力をいたしたい、こ
ういふように存じておる次第でござ
いませう。

○石山委員 公務員室長がおいでに
なつておるから、こまかい点、ちよつ
と参考聞いておきたいと思ひます
が、公務員のベースは今どのくらい
でしょうか。それから人数が概略どの
くらいになつておるか。それから今ま
での例からいいますと、公務員がさうい
う給与をきめると、地方公務員ある
いは三公社五現業もややそれになら
つていくわけですか。大ざつぱにい
つて、政府が公務員に六億八千万を初
年度の所要額とする、三公社五現業の
初年度の所要額は概略どのくらいに
なるか、お知らせいただきたいと思
ひます。

○増子政府委員 ただいま御質問の職
員の給与のベースでございますが、
一般職の給与法の適用を受けず職員
につきましてのみ申し上げますれば、
いわゆる平均給与月額、俸給と扶養手
当と暫定手当を加えたものでござい
ますが、この金額は、実は調査の時期に
よつていろいろとこの数字は変
わつてくるわけでございますが、人
事院の調査によりますと、つまり、
三十六年四月の現在におきましては、
二万五千七百四十円、これは今申しま
したように、三十六年四月現在にお
けるものでございませう。最近のものにつ
きましての調査の数字はございませぬ
ので、それを申し上げたわけございま

は、今政府が暫定手当は予算化しな
いというところは、予算上の問題のため
なのか。底上げ方式でございますから、
地域格差は少し詰まるわけですか。し
かし、底上げ方式ですから、東京に住
む人にとって供給はされるわけですか。
しかも、この三・六〇というものは、三
年間かかるといふのでございませう。
すから、財政的にも、人事院は、かな
り大蔵省を見たり給与担当大臣の顔を
見たりして作成した案なのではないか
と見ております。こまかいことは公務
員室長も来ておりますが、私どもは公
務員の給与を論ずる場合に、初任給を
も少し上げなければならぬ、という
ことをしよつちゅう言つておるわけ
なんです。優秀な官僚がなかなか地方
転出をきらつておる。これはやはり何
と申しましても、かつての地域給、暫
定手当が非常にものを言つておるとい
うことをわれわれは聞いておるわけ
でございます。私、人事院の方にも一例を申
し上げて、ここに例証を引いた覚えが
ございますが、秋田県に來る高等裁判
所の裁判官が、仙台から転任になると
き、決つたという話を聞いた。その
決つた理由も、秋田に來ると、非常
に下品な言葉でございますけれども、
寒くて取りまがえが薄くなる、学校も
ないのだ、こういうことで、われわれ
が最も信頼し、國家に奉仕をなされる
裁判官の身分のある方でも、そういう
発言をなさつたということをお聞いて、
ちよつとさびしい思いをしたこともご
ざいませうが、今度の暫定手当は、その
意味で人事院の考え方はかなりいい
のではないかと。東京地方と格差を縮め
る、わずかであるが、初任給も上げ
る、こういう考え方が暫定手当改正の

す。なお、今の二万五千七百七十円とい
るのは、その後、昨年の十月からいわ
ゆる七・一%の給与改定をいたしまし
たので、その分をそれに単純に加えま
すと、二万六千九百六十七円、約二万
七千円程度になるわけでございます。

それから人数でございますが、人数
は、大体一般職の給与法の適用を受け
ますものは、大まかに申しまして、四
十万程度でございます。その他、特別
職あるいは五現業等がそのほかにある
わけでございます。

それから所要の経費でございますが
が、人事院の勧告通りに実施いたしま
すと、大体三年間で行なうことになる
わけでございますが、その第一年度の
経費を財政当局で概算しました結果を
申し上げます、一般会計で約二十億
でございます。これはもちろん、一般
職の国家公務員のほかに特別職もそれ
に準じて行なうという前提、それから
地方公務員も同様に大体それに準じて
行なうという前提のもとにおける計算
でございます。すなわち、地方公務員
であります義務教育職員の国庫負担の
二分の一を含めまして一般会計で二十
億、それからいわゆる五現業は特別会
計になりますので、なお、この暫定手
当の扱いは必ずしも一般職と同じでは
ございませんが、かりに同様にやると
いたしまして計算いたしますと、特別
会計分として約九億、そのうち五現業
が八億で大部分でございます。九億
のうちの八億程度が五現業、それから
いわゆる三公社等を含めました政府機
関関係、これは直接政府の予算ではご
ざいませぬけれども、それを推算いた
しますと、約十二億、それからさらに
地方公共団体、府県、市町村が国家公

務員に準じておるといふよりなもの
いたしますと、地方のいわゆる純粋の
負担分としましては三十二億程度、従
いまして、これら全部加えまして、
約七十三億程度の金額になるわけで
ございます。これがいわゆる第一年度の
見込みでございます。第二年度、第三
年度は、職員構成その他で若干の相違
は出てまいりますが、おそろ
く三倍程度は考えられるわけござい
ます。

○石山委員 内容の問題については、
大臣、あまり疑義がないのでございま
しょうか。現段階という言葉でもけつ
こうですが、人事院の勧告の内容につ
いてはいかががございませぬか。

○福永国務大臣 内容は、先ほども申
し上げましたように、過般人事院の勧
告によりまして、給与の改定をいたし
ました。その後、これが出て参りまし
たという意味において、底上げ方式に
よるといふこの方法では、その部分に
関する限りにおいて、民間給与との格
差上の問題はどうかというようなこと
についての議論は出ておるわけござい
ます。これは決して閣内不統一とか
なんとかいふことではございませぬ
が、一つの結論に到達します前に、大臣
によりましていろいろそれぞれの立場
よりの議論があるというところは、これ
は御理解をいただきたいと思つてあ
ります。人事院がせっかく御検討願
つて何したのだから、人事院もいろ
いろのことを考慮されて出されたとい
うように了承いたしましたして、これを
のみにして実施したいという気持の者
も一部ございませぬ、またしかし、そ
れでは一貫した公務員給与のあり方と
してどうかというような意見等ござ

いました。これは他日遠からず、そ
ういふことについての意見の調整は一
刻も早く行なわなければならぬこと
は申すまでもないし、その方向に向
かつて第一私が努力しなければならぬ
ことでございますので、そついでし
たいと存じておるのであります。ま
あ、いろいろ申しましたような意味で、
若干内容に触れるところもあると思
うのです。と申ししても、さりとて、
それじゃ人事院から申してこられたの
と違つた内容でやるとなると、どうし
てやるかというところになって、さら
にめんどうな問題になってくると、私
身はそう考へておるわけでありませ
ぬ。そこいらのことも考へまして、こ
れは率直に申しまして、また、人事院は作業
をしておられるのでしようが、民間給
与の状況等について、御調査を願ひ、御
報告を願ひというものが、また近く
近くと申ししても、数カ月後になり
ましようが、それを申しますと、それ
まで考へないのかといつておしかりを
受けるかもしれないが、それまでに
絶えざる努力はもちろぬいたしま
すが、たとへば一つの目安のものとして、
これは正直過ぎるかも知れませんが、
申しますと、そういうこと等もあり、
従つて、これらの点を総合的に考慮し
つつ、できるだけすみやかにこの検討
を終つての実施に移りたい、こうい
うふうに私は考へております。

○石山委員 最近、国会の中で、国会
の正常化ということが大へん問題に
なつてきておる。国会の正常化とい
うことは、いろいろあるようでありま
す。暴力をふるつてはいけぬとか、
多数決の原理を尊重しなければいけぬ
とか言つておるようですが、それは表

に現われた一つの形式だと思つて
す。真に国会の正常化をはかるとい
うことは、国会で論議された国会の意
思、国会の論議の精神、そういうふう
なものが尊重されること、大まかに
言つて国会正常化の要素をなすもの
と思つておるのです。暫定手当の問題に
ついては、長年論議をされてきており
ます。何も前国会とか、今国会にこの問
題は論議されておるのではない。長い
間論議されて、その不合理を指摘さ
れ、今日にきて、少しでもその不合理
性を是正する方策の一つとして出さ
れたのが、今度の人事院の苦心の作
品だ、こつ私たちは見ているわけ
です。この問題は、たとへば先ほど増子政府
委員から説明を受けたのですが、公務
員ベースの中で、今どのくらいか、二
万六千九百七十円という数字が一つ提
示されております。これに一・二%か
けると、どのくらいの金額かとい
うことです。これはあなたもさつき言わ
れておる財政的措置の問題とは別に、何
か考へ方があると思つて、その考へ方の
一つとして、私は、労働組合の諸君が
春闘を戦うというかけ声の前に、政府
として、たとへば三百円であろうと五百
円であろうと、賃上げをするのは、民
間を刺激するだらう、春闘に油を注
いでやるような結果になるだらう、こん
なところが、一つの対策として人事院
勧告をば延ばしておる要素なのではな
いか、こついろいろに思つておりま
す。

私は、この案の一つのよさをちよつ
とお話したいのです。せんだつて、
私の方の高輪宿舎で、お手伝いさんが
少ないが、どうしても採用できない。
私などお手伝いして、舎長をばわさ

わざ東北の方まで出張願ひまして、そ
うして採用したのです。採用の契約は
したのですが、人はまだ来ません。中
学校を卒業して、三食をおあげして七
千円の契約です。全く宝物のように
きめました。

増子さん、公務員の初任給は、全
部諸手当入れて幾らになりますか、
ちよつと大臣に教えてやつて下さい。
○増子政府委員 公務員の初任給とい
うことでございますが、それだけ賃
格によつて初任給が違つておりますけ
れども、大学卒業公務員のことにつ
いて言へば、初任給は一定の基準によ
つてきまつております。中学卒業程度
ということになりますと、職種にもよ
りますけれども、技能労働関係で言
いますと、五等級の一号俸におきま
して、七千六百円というふうな俸給で
ございます。それに東京の場合でござ
いまして、約千円程度の暫定手当がつ
くわけでございます。定期的なものとし
ましてはその程度でございますが、か
りに扶養家族がございませぬれば、そ
れに扶養手当が六百円あるいは四百円と
いうふうにつくわけでございます。大
体その程度でございます。

○石山委員 大臣、お聞きになつたで
しょう。ですから、ほんとうから言
へば、皆さんの方でそついろいろ政治
的配慮をするだけの余地が公務員には
ないわけなんです。国家に奉公させ
る、国民に奉仕させるのが非常に大き
な部分を占めておる公務員という性
格は、私も是認します。しかし、国民
に奉仕するには、やはりきちんとして
建前でなければ奉仕ができませんわけ
です。いい人も来ないと思つて、皆
さんの要望する、素質がよくて、皆さ

んの言い分をよくお聞きになって、国民に奉仕するよきな公務員、こういうふうなものをお選びするということであれば、私も東北までわざわざ汽車に乗って行って、そうしてこの四月に出る人を契約するというくらいにしないと、いい人は手に入らぬという現状でしょう。それが一部には、内容格差を縮めることに不賛成もある。何だかんだいろいろなことを考えてみて、どうも決定をば延ばしているということは、どうしても政治的配慮をしてい

一部私認しているから、あなたが本格的にこれを実施するという気がまゝは、一体どこら辺までいくと熟するのぞうございませう。来月、三月二十日、三月三十一日、どちらあたりに行ったら、あなたの努力が実際の形になって現われるのぞうございませうか。○福永國務大臣　まず、先刻お話のぞうございませうかというお言葉に對してでございますが、私自身よく考えますことは、労働大臣たる立場と、給与を担当する國務大臣であるということの調整は、私自身もなかなかむずかしいと思っております。しかし、今おっしゃいましたような意味においては、労働大臣たる立場におきましては、常に労働者諸君にも深く理解を持ち、同時にまた、経営の方面にも関心を持つて、ある場合には、かえって都合のいいこともないとも言い切れないと思うのぞうございませう。私個人としましては、なかなか苦しい場合が多いのぞうございませう。それゆえに、一そう、今おっしゃいましたようなことにつきましては、春闘を考へて今度の問題をそ

ういう方向へというよきなことは、さらさらございませう。それはむしろ私は逆を考へておるわけでございます。労働者諸君の立場については、努めて理解を持つて処理していきたい、こういうふうに考へておる次第であること御理解いただきたいと思ひます。そこで、後段の、非常にこまかく期限をお切りになって、三月二十日、三月三十一日とかいうことで、どの辺で努力の実が結ぶのだという御質問でございますが、とにかく三月中に実を結

べば新年度からということでございます。予算の執行と時期を同じうするということになるわけでございます。それが、それなら大へん私もありがたいと思ふのであります。實際問題として、なかなかそりはいかぬのじやないかというふうに、実は私心配いたしておるわけでございます。と申して、年度中はともいかにないのだと申して投げかかっているという意味じゃございませぬ。これは大いに努力をしなければならぬと思ふわけでございます。なお、格差についてお話がございましたが、私は、労働大臣たる立場においては、年令的の格差がかなり縮まってきたおつて、ことに初任給が若い人について特に上がつておる、この状況は、雇用の事情全体が解決されてきておるので、いろいろに見られるのであります。おるといふふうに考へております。一般にはそういうわけで、若い人を雇うのに、高くなるという方向に行つておるといふと高くなるという声は、漸次高くなることも持つておるのぞうございませう。今申し上げたような率直な気持ちでいるわけでございます。が、今暫定手当てにつきまして問題の点は、地域格差について、民間の事情等を、すでにわが政府が給与改定を行なつて現実に実施しております状況等と比較いたしまして、今度の勧告通りにすると、民間の事情とそぐわないことになりはせぬかというよきな見方も一部にございませう。これが支配的であるとは決して申し上げるにはありません。そういうこと等もさらに検討して、政府全体の関係者に納得してもらつて、実施するように努力をしなければ

ならぬ、こういう事情でございます。○石山委員　この前、日米経済委員会を開く前に、あなたに来ていただいたので、私ちよつと質問を申し上げたのですが、そのときのあなたの言ひ分は、事外交に關する問題でもあるし、日本の賃金が高いの安いのというのを論ずることはこの際避けてもらいたい、こういう発言もありまして、私は、あのとき、その問題については触れないで過しておりましたが、やはり私が言つた通り、だいたいあなた、アメリカから低賃金については言われたと私思ひます。今度の綿布の問題等を見ても、私も、やはり日本の低賃金というものが、日本の貿易をかなりに押えてい

る——と言ふことが適當でないといれば、貿易上から見ると阻害をしているのが、日本の賃金問題だというよきにわれわれは考へております。これは労働省から出された資料を見ますと、名目賃金では九分の一であるが、實質は五分の一だと言つてみても、五分の一だつてあなた、これは大へんな話でしょう。九分の一が六分の一になつたから、あるいは五分の一になつたから、これは済まされる問題でないと思ひます。その中において、公務員は、一年前の民間の組合労働者の賃金の平均を横すべりさせておる。ですから、公務員の給与を算定する場合には、人事院としての妙味もないだろうし、出た数字は、どこへ出してはいいかといふ声がある余地がないかといふのが、私は現在のやり方ではないかと思ひます。地域格差に對して、かなり問題があるといふよきなことも言つておられますけれども、論じられた問題は、地域格差を是正するということなんですわ。われわれがここで長年論じていたのは、いわゆる物価指数にそぐわない地域格差の指数、終戦後の食糧難のため

とであります。これらはいずれも片づいたことではありますので、外務省といたしましては、研究をいたしまして、あなたの言ったような処置を早くとった方がいいのではないかと、かように私は考えております。

○緒方委員 私はそういふふうな気が持っていたので、早急に御検討ください。できますならば、この設置法の結論の出るまでに御善処方を一つお願いしておきたいと思ひます。

次に、今度の改正の要点として、経済協力部というものを新たに局に作り上げるといふことですが、それについても、もう一つ事務的に御伺いしておきたいのだが、第八条のアジア局の中に伴う経済協力に関する条約その他」といふ文章が入つておるわけですが、そうして見ますと、同様事項を経済局がこれを担当局として遂行すると同時に、アジア局においても同様の作業を行なうといふことになり、これは作業の競合が起りほしくないだらうかといふ一つの懸念を抱くわけですが、この点に対する御見解を一つ承つておきたい。

○湯川政府委員 アジア局の方に書いてございすのは、「賠償及びこれに伴う経済協力」、つまり、賠償及び賠償に伴う経済協力、それから一般的に賠償に必ずしも伴っていない経済協力といふものは、今度は経済協力局の方でやる、そういうふうな書き分けしております。

○緒方委員 その点が非常にあいまいなものになります。経済協力そのものの内容を一つ一つ分類していかないと、これはならない問題になりはしないかと

思ふわけですが。たとへば今度のタイ国のような場合は、最初の方においては経済協力の面でもやるのが、今度ははつきり賠償ではありませんが、特別円の補償になつてきた。こういうふうな非常に複雑になつてくるので、経済問題については、少なくともこれは経済協力の範囲に一切含めるといふのが至当ではなからうかと思ひますが、やはり別個にしておかなければならない問題かどうか、その点も一つ御伺いしておきたいと思ひます。

○湯川政府委員 賠償協定の場合に、よくそれに伴う経済協力の協定が同時に結ばれたりしまして、賠償と賠償に伴う経済協力は、かなり緊密な関係にありまふので、なるべくならばそれを一括して担当する方が都合がいい。これはそういうものと全然関係のないものも、して今度は賠償の方で扱う必要はありまふから、それは経済協力といふことにしておきます。むしろ、それは実際問題としては必ずしもきちつと分け切れないのでございす。それはそのときの便宜で、その沿革等を調べて適当なふうによつて参りたいと思ひます。

○緒方委員 私は、もちろん、賠償及びこれに伴う経済協力に関する条約を締結するまでの作業は、これはアジア局でつかさどるのはけつこうだらうと思ひます。その「約束の実施に関すること」と実施という文字が入ります。これは実施の段階になれば経済協力局の方に移すが至当ではなからうか、こう思ふわけですが。賠償に伴う経済協力に対するところの条約締結まではアジア局でやるにしても、実施の段階になればこれは協力局の方に移すと

いうことが、作業の一貫性を見て、能率的に行なわれる性質のものではなからうかと思ひますが、その点はどうなんでしょう。

○湯川政府委員 いろいろ研究を要する問題だと存じますが、従来私どものやつておりましたのは、賠償問題といふのは、締結ないしその後、かなりやはりこれはアジア局のいろいろな政策問題とも関係が深いのであります。これにも書いてありますように、「条約その他の国際約束の実施に関すること」、実施の面もアジア局についていた方が便利である。そこで、賠償及び賠償と密接な関係をしておる経済協力、そういうものは、アジア局についておる賠償でもつて行なり、こういうことになつております。

○緒方委員 あえて私はこの文書に拘泥するわけでもありませんが、あなたがなさるお仕事が最も円滑に、なわ張り争いが起らないことを希望して私は言つておるわけですから、その点はそれ以上追及しようとは思ひませんが、御検討はなさるべき問題ではなからうかと思ひます。

次に、私は、経済協力という問題で、この前、経済局の人がインドあたりでずいぶん活躍しておるといふお話をなさつておりましたが、経済協力といふことの定義と申しますか、その内容と申しますか、この点について明確にしておく必要がありはしないかといふふうにお考へるわけですが、アメリカあたりにおきましては常に経済援助と、こう言われておる。日本の経済協力は、アメリカが言われるような援助も内容に含んでおるのか、おらないのか、その点も明らかにしておいて

か、その点も明らかにしておいていただきたい。

○鶴見説明員 ただいまの御質問の点につきまして、わが国では常に経済協力の面について申し上げておりますが、この前のこの委員会で若干御説明申し上げましたごとく、経済協力の一般的な言つておきますものを、二つに分けることができるわけを、二つに分けることは、一つはいわゆる資金協力、もう一つが技術協力であります。ただいま御質問がありました、アメリカではこれを経済援助といふふうには言つておるというお話がございましたが、アメリカの一番最近の動きといたしましては、これを開発援助という言葉で使つておりました。現実には、援助といふものが、何か援助を与える国と援助を受ける国との関係が、少し上下の関係のようなニュアンスを与えるものでありますから、最近では援助という言葉のかわりに協力—援助を受ける国も与える国も、両方が一緒になつて、その援助を受ける国の経済開発及び民生の安定、向上に資する、アメリカで最近言つておられますいわゆるパートナーシップといふ言葉が、その思想であります。従つて、最近、この援助といふ言葉はだんだん使われなくなつて、むしろ協力という言葉が使われてきておるような状況でございす。わが国の行なつておられます経済協力の内容につきましては、この前の委員会の席で御説明申し上げました通り、資金協力と技術協力がございまして、技術協力の中には、研修生の受け入れとか、専門家の派遣、あるいは海外技術センターの設置とか、あるいは投資前の基礎調査のための調査団の派遣というよ

うな方法がございす。さらに、資金協力の面につきましては、具体的な資金の有償借付の供与、あるいは延べ払いワクの設定、そういう方法がございす。

○緒方委員 アメリカが援助と言つてきた範囲には、もちろん有償のものもあつたが、無償のものもあつたといふふうにお考へられる節がある。協力という言葉に変わつても、やはり内容には変わりがない、無償のものもあり、有償のものもあるといふふうな解釈をしていいものかどうか、その点も一つ明らかにしておきたい。

○鶴見説明員 アメリカの援助と申します場合は、御指摘のありました点につきましては、御指摘のように無償のいわゆる贈与、それから有償の借付あるいはクレジットといふようなものも両方ございす。最近のアメリカの傾向といたしましては、無償の贈与といふものをだんだん減らして参りまして、むしろ有償の借付という方へ変わりつつかいす。ただ、その有償の借付の期間といふものが、非常に長い期間になりまして、デベロッパ・ローン、開発借付といふ言葉で呼んでおられますが、長いのは五十年の期間、ほとんど贈与に近いような形でございす。贈与よりは、期間は長くてやはり借付といふ形の方に次第に移りつつかいす。しかしながら、援助の概念の中には、贈与と長期の借付といふものと両方ございすことは、御指摘の通りであります。

○緒方委員 アメリカがそういう傾向に動いておるといふのは事実でございす。日本の経済協力の内容という

の御趣旨は、私もさきようなことを考えておりましたが、要は、民間投資の場合、危険にさらされるおそれがあるから、いずれの国でもやろうというより、なことは、われわれは考えておりました。従って、条約とかあるいはその投資に対する保護政策等をやし得るところの国々に対しては、われわれは民間投資をさせて保護していきたい、かように考えております。

○緒方委員 ただいまの政務次官のお話の中から、一つ事務的に伺いたいと思いますが、不安定なところに民間投資を勧めようとは思っていないということとですけれども、現在民間投資を含めた、経済援助の対象となっておる国々の名前を一つあげていただきたい。

○鶴見説明員 具体的な個々の国につきましては、いろいろと差しさわりもあるかと存じますが、毎四半期ごとに大蔵省が発表しております海外の投資残高という面を、地域別には大体的に見当が出ておりますので、あるいはそれを御説明申し上げればおわかりになるかと存じます。たとえば民間の海外直接投資残高という点で、昨年の九月末現在では、投資につきましては、中南米がやはり一番多うございます。

○緒方委員 投資環境が中南米は比較的いいということでございます。従いまして、民間の投資もそういう投資環境のいいところへやはりいっているというところでございます。しかしながら、東南アジアの方にも投資の面でおるのをごさいます。さらには中近東にも出ておりますが、これの大きなものは御承知のアラビア石油でございます。しかしながら、先ほど申しま

したごとく、投資の面におきましては、一般的に、比較的に見まして投資環境のいい中南米に多く出ている状況でございます。

○緒方委員 私も具体的な事実をあまりつかんでおりませんが、韓国の問題は別にしておきます。台湾、それから南ベトナム、タイ国、カンボジア、そういう地域にも、技術援助や資金援助は別として、そういうふうな経済協力の面が進められておるのかと伺っておりますが、そういう事実はございせんか。

○鶴見説明員 ただいまの御質問の趣旨は、民間投資がそういう国々に出ていくかという御質問かと存じますが、アジア地域につきましては、民間投資が出ておりますのは、多いところがやはりインドでございます。ただ、御指摘のあったような国々につきましては、先ほど申し上げておりますいわゆる投資環境というものが、比較的に見まして十分ではないという考慮もございまして、また、それらの国との間、たとえば二重課税の防止条約とか、あるいは通商航海条約とか、基本的な民間の投資を保護する手段というものがありません。従いまして、ほとんど出ておらない状況でございます。

○緒方委員 けさの新聞を見まして、ラオスの状態は、私はどういふうに表現していいかわかりませんが、再度憂慮すべき状態、また平和的な解決が妨げられておるのかとごき状態に聞いております。南ベトナムはまことに深刻な事態に直面しておるものと考えなければなりません。同々アメリカあたりの政策を聞きまして、そういう危険な地域に主として援助を強化

し、かつまた、そのおくれた民衆の建て直してはかろうとする動きが顕著に見られてきておるわけでありませう。日本もそういうふうな要請を受けておる事実もあると思ひます。日本の政府としては、かくのごとき状態のところ、民間投資まで含めての経済援助、協力等を推し進める意図があるのか、いのか、そういう面について、一つ政府の方の御意見を聞かしていただきたい。

○川村(善)政府委員 実は私、外務省に入ってからあまり長くないので、その研究は十分いたしておりませんけれども、私新聞を拝見いたしました。御質問のように、いろいろ不安があるというふうな気がしております。ただ、米國はどういう気持ちでそれに対して援助あるいは投資をしているのか、私私まだそう詳しくつかまえておりませんので、その点は事務局からお答えをさせることにいたしたいと思います。

○緒方委員 韓国の問題だけをとって見ましても、予算委員会における総理大臣の御答弁などを見ますと、韓国の政府は非常に有能で、近く民政に移管するための準備工作をして、優秀な成績を上げつつあるというふうな御見解まで表明されておるようになります。ところが、今年の正月が明けてから今日まで、今年の正月が明けてから今までの動きが顕著に現われてきておるようです。それらを押えるために、年が明けて以後今日でも、相当数の人たちが、白昼街頭でとんとん検挙されつつあるような事態もあるわけでありませう。

もろろん、これは軍部の政権で偉大な力を持っておられますから、そうたやすく倒されると思ひません。だからといって、このような鋭剣に基づく政権がその長続きできようはずがございませう。して見ますと、日本の今日韓会談を進めておる要点は、どうして朴政権の長命化をはかるか、そのために、朴政権のなし得ない仕事を日本が経済援助や民間投資でもって肩がわりしてさえてやろう、こういうふうな動きが顕著に現われており、これが日韓会談の道行きじゃないだろうかと思ひます。日本の自民党政府が朴政権に対して好意を持っておるかおらないかは存じませんが、御援助をするのであれば、借款が払えぬ場合、政府自身がバーになったという名前でもって民間から韓國に投資をさせていくならば、この政権が危機にひんした場合は、これら民間の諸君に対して政府は補償をするという重大な問題に直面しなければならぬという点になるではなからうかと思ひますが、その点について、政府のはつきりした御方針を聞かしておいていただきたい。

○川村(善)政府委員 朴政権は、御承知のようにクーデターによつてできた政権でございます。しかし、朴政権になりましてから、もろろん、そういう部分的な問題もありません。けれども、前の政権よりはやや安定を保つておるのかとわれわれは見えております。しかも、二年後におきまして文民に政権を移すということになりますので、私といたしましても、総理大臣が予算委員会でお答えした通りの考えを持っておられます。ただ、その場合、民間の

投資が朴政権が倒れて大損害を受け、こういう場合のことにつきましては、先ほども鶴見さんからお答えをいたしましたように、やはり国内的にも国内的にも保険の制度を利用し、そうして保護していかねければならぬものではないか、かように考えておられますが、今のところでは、また交渉中でございますので、これらはどうするといふようなことをお答えするのは早計ではなからうかと存じております。

○緒方委員 自民党政府が日韓会談をやるから、社会党はこれに反対してやれというふうな、概念的な立場から申しておるのじゃないのです。実際の韓國の中から発行される新聞から見ましても、ことしの一月の十五日からわずか十日の間に、京城初め釜山、大田、大邱の市街において、歩行しておる人たちが八万五千人も検挙されている、一日に百人ずつ裁判にかけられておる。これは、皆様方のところにはどういふ御報告があるかも存じませんが、あるいはこれが違法者であつたとか何とかいふことこの理由はあつても存じませぬ。しかし、十日間に八万人も十万人も裁判にかけなければならぬ、警察官が検挙しなければならぬ、ということ、私は異常な姿であらうと思ひます。こういう事実は、長続きする性質のものじゃないと思ひます。しかるに、こういう事態を作つておる政府をささえる政策の一環として、民間に投資を勧めたり、経済援助を進めるといふことになれば、その政治的な目的は何かといふと、朴政権の弱みをささえてやろうといふことにか、だれが考えても、これはそう解釈

せざるを得ないわけです。ましてや、今日生活を追い詰められておる韓国の国民諸君の側から見れば、喜んでもらうべき日本の経済協力というものに、むしろ一つの敵意を持って見られるような状態の中に、今日の経済協力が進められるとするなら、その将来の帰結というものは、おのずから判然たるものが出てくるのではなからうかという憂いを私は持つものであります。あえて民間の企業家がいかなる危険をもつてしてもかまわない、あくまでも投機的な意思によつて、自由意思で投資するものであるならば、いかなる損害をこうむろうとも投資した資本家自身の責任であります。しかし、日韓会談の政府交渉の中で、経済協力、民間投資という条件をつけて進められていったとするなら、最後にもし損害が起こった場合には政府はどうしてくれまつかと、投資資本家の方から政府に迫られたからといって、あえて私はのがれる言葉はないだろうと思つておられます。この点に対して、どういふお考えをおられるのか、私たちの非常に大きな杞憂の問題でございますが、その点も一つ御説明をお願いいたします。

○川村(善)政府委員 今のところは、政府では決して勧めはおりません。いわゆる投資環境がよくないといふことでございますので、民間資本が出ることは私思ひしております。と申し上げると、先ほど申し上げましたように、政府としてまだ保証もつけないといふこともいわれませんし、従つて、そういう民間資本は出ていこうというよるな環境にないし、われわれもまた奨励するといふことは考へておらないのでございます。また、政府といたしまし

ても、民間資本の進出を奨励するといふよるなことはしておりませんから、そういう事態が起きたといつたとしても、これをまだ補償するといふ段階までいっておりませんことをお答えを申し上げます。

○緒方委員 政務次官をいじめてもしよるが、おのずから判然たるものが出てくるのではなからうかという憂いを私は持つものであります。あえて民間の企業家がいかなる危険をもつてしてもかまわない、あくまでも投機的な意思によつて、自由意思で投資するものであるならば、いかなる損害をこうむろうとも投資した資本家自身の責任であります。しかし、日韓会談の政府交渉の中で、経済協力、民間投資という条件をつけて進められていったとするなら、最後にもし損害が起こった場合には政府はどうしてくれまつかと、投資資本家の方から政府に迫られたからといって、あえて私はのがれる言葉はないだろうと思つておられます。この点に対して、どういふお考えをおられるのか、私たちの非常に大きな杞憂の問題でございますが、その点も一つ御説明をお願いいたします。

は、韓国の言ひ通り成立するとは思いません。そこで、総理大臣が言つたすれば、言つたでしようけれども、一体どういふ経済協力をするといふよるなことは私に聞いておりませんが、私がこれをお答えすることができないことは残念でございますが、そういうよるなことでお許しを願ひたいと思ひます。

○緒方委員 一昨日でしたか、参議院の予算委員会で、相馬さんからだいたいこの問題を質問されておつたように思ひますが、民間経済界の人たちが韓国の調査に出かけていっておる。同時にまた、外務省、建設省の方々も多分現地調査に出かけていくよるなことでおるはずである。その主目的は、五台山地帯における工場地帯の立地条件の見学が一番重要な仕事になっておると私思ひますが、なればかまいませんけれども、あくまでも政府、民間一緒になつて外務省が果たさなければならぬといふところの日韓会談も、大阪の商工会議所の会頭にお出ましを願ひ、そうして民間投資を中心にしたよるな日韓会談といふよるなものが進められておるにもかかわらず、そういうものは、政府としてはあまりタッチしてないのだといふことは、これはあなたがおもつたと言われれば別でありますけれども、政府としての答弁にはあまりにもなつてないのではなからうかといふよるなことを考へられますが、外務省として韓国に対する経済協力の問題は、技術協力を除いては一切関心を持つておらないのだ、こゝろ言えるのかどうか、その点をも少し明確にしておいていただきたい。

○川村(善)政府委員 韓国は、当初大政治家を交渉代表として望んでおつたよるでございます。しかし、どういふ事情かわかりませんが、杉さんが日本の代表になるということがきめられて、しかも、それは一度きつたよるな形になりましたが、その後韓国は思ひ直して、交渉の責任者にして、今交渉をしておるよるでございます。ただいまお尋ねのいわゆる技術協力、あるいはその他の問題だけなしに、俗にいう投資あるいは融資の援助をするといふ気持かどうかといふ問題であります。私が、私に言わせれば、これは政府としてお答えするといふことよりも、外務省の考え方といつたしましては、やはり投資か融資かで援助をしていくことが妥当でなからうか、かように考へておるよるなわけでございます。

○緒方委員 あつたにまだ二人ばかり聞連して質問があるよるすから、私は長い時間これとどういふと思ひませんが、政務次官がどういふ御答弁をなされよるとも、現在の日韓会談の主要な交渉の内容は、もちろん、韓国側からは、財産請求権といふものが重要な課題になつておるよるす。日本側の立場は、いかなる条件で経済的な進出をはかるかといふことが主題になつて、日韓会談は進められておるものとわれわれは解釈せざるを得ません。まして、その会談の当事者は、韓国の商人、日本の商人、商人同士の間と國との話し合ひになつておるといふ、今までかつて世界の外交史上にも例を見ないよるな形で進められておるといふ内容から見まして、その判断せざるを得ないわけでございます。私は、そういう中から起こってくる将来の問題を懸念

せざるを得ない。相手にしておるところの外交権といふものは、いかにひき目に見たからといつて、私は長期政権だとは絶対に考へられない。まして、今日二千数百万国民に非常な圧政を行ない、王政ののろいの中に存在されておる政権といふものと共同して韓国に投資をしたならば、やがて政変のときには、必ずそのまま没収をされるか、さなくばこつぱみじんになるかといふ運命を持たざるを得ないものとわれわれは判断せざるを得ない。もしそれを日本の権益として擁護するといふ形になるならば、欲するに欲せざるにかかわらず、日本の自衛隊に対する何らかの措置も講じなければならぬといふ事態に直面するであらうといふことを、われわれは非常に心配をしております。あなたの御説明からするならば、そういう懸念は全くないよるな資本投資なんといふことはあそこでではとてももうまくできぬだろうといふよるな御説明のよるでありますけれども、われわれは非常に心配をしておりまして、将来またこゝろいふ問題についての内容がもしわれわれの中でもって探知することができましたならば、あわせてあなた方に御再考願ひなければならぬ問題に直面するだろうと思ひますので、私はあつたに質問を譲りまして、これでまづは終わらせていただきます。

○川村(善)政府委員 ただいまの御質問は、非常に重要な質問でございます。もちろん、われわれも、外交権は長く続こうとは考へておりません。すなわち、二年後には文政に移すといふ約束が世界に広められておりますから、必ず政権が変わるものとわれわれ

○川村(善)政府委員 韓国から八億ドルの財産請求権があつたといふことは聞いております。しかし、日本といつたしましては、つまり、証拠のないものについてはやれないといふ立場をとつております。しからは、証拠を今出せといつても、朝鮮動乱もあり、しかも、十四、五年もたつておりますので、どちらもおそらく証拠になるべき書類が完備しないのではないかと。そうしますと、財産権の請求といふもの

○川村(善)政府委員 韓国の言ひ通り成立するとは思いません。そこで、総理大臣が言つたすれば、言つたでしようけれども、一体どういふ経済協力をするといふよるなことは私に聞いておりませんが、私がこれをお答えすることができないことは残念でございますが、そういうよるなことでお許しを願ひたいと思ひます。

○緒方委員 一昨日でしたか、参議院の予算委員会で、相馬さんからだいたいこの問題を質問されておつたように思ひますが、民間経済界の人たちが韓国の調査に出かけていっておる。同時にまた、外務省、建設省の方々も多分現地調査に出かけていくよるなことでおるはずである。その主目的は、五台山地帯における工場地帯の立地条件の見学が一番重要な仕事になっておると私思ひますが、なればかまいませんけれども、あくまでも政府、民間一緒になつて外務省が果たさなければならぬといふところの日韓会談も、大阪の商工会議所の会頭にお出ましを願ひ、そうして民間投資を中心にしたよるな日韓会談といふよるなものが進められておるにもかかわらず、そういうものは、政府としてはあまりタッチしてないのだといふことは、これはあなたがおもつたと言われれば別でありますけれども、政府としての答弁にはあまりにもなつてないのではなからうかといふよるなことを考へられますが、外務省として韓国に対する経済協力の問題は、技術協力を除いては一切関心を持つておらないのだ、こゝろ言えるのかどうか、その点をも少し明確にしておいていただきたい。

○川村(善)政府委員 韓国は、当初大政治家を交渉代表として望んでおつたよるでございます。しかし、どういふ事情かわかりませんが、杉さんが日本の代表になるということがきめられて、しかも、それは一度きつたよるな形になりましたが、その後韓国は思ひ直して、交渉の責任者にして、今交渉をしておるよるでございます。ただいまお尋ねのいわゆる技術協力、あるいはその他の問題だけなしに、俗にいう投資あるいは融資の援助をするといふ気持かどうかといふ問題であります。私が、私に言わせれば、これは政府としてお答えするといふことよりも、外務省の考え方といつたしましては、やはり投資か融資かで援助をしていくことが妥当でなからうか、かように考へておるよるなわけでございます。

とはわかりませんが、突き詰めて私のお聞きしたいことは、それだけでは完全補償ができないから、それにプラス・アルファをするところの補償を政府として考えられておられるのかどうか、これをお聞きしておるのです。

○鶴見説明員 海外に対する投資の促進策といまして、そういったような投資に対する危険が起こった場合に、いかに保護するかという問題に關連するわけでございまして、そういう保険制度のカバレッジを全額にするか、あるいは危険負担をある程度企業自身に持たせるかという問題につきましては、外務省限りではなかなかできない問題でございまして、通産省、大蔵省、関係する省との十分な協議を必要とするものでございまして、ただいまのところ、今御質問になりましたような点につきましては、明白なお答えができませんが、残念だと思えます。

○田口(誠)委員 それ以上の答弁は得られないので、宿題としておきます。それから経済協力部を局に昇格するという理由については、やはり低開発国に対する開発の援助をこの際行なっていくたいという考え方は、日本の経済が成長するにつれて、また、日本の鉱工業の発展につれて、品物のはげだころをどこかに作らなければいけません、そういう点から、やはり東南アジア、アフリカ方面へ輸出の市場を作らなければならぬという考え方を持っておられるようございまして、そこで、私は、そういう考え方を、今ここに海外技術協力センターについてという一つの資料が出ておるが、この資料を見まして、非常に不安に感ぜられることがあるのです。御承知の通

り、東南アジアは——日本もアジアの一員ではありますけれども、現在の地位としては、やはり指導する立場まで相なっておるわけなのです。従って、この東南アジアを指導し、また、経済的にも援助を行なう力をつけさせて、そして日本の鉱工業が進展するにつれて、日本の製品がその方面へ輸出できるような場を、市場を作らなければならぬというところは、きわめて重要なことであって、これには強く大きく取り組まなければならぬと思っております。そこで、この文書に載っておりますように、現在までには、インド—小規模の工業、パキスタン—農業というように出ておるわけですが、御承知の通り、パキスタンの経済構造の關係は、日本と同じような一つのアジア経済構造の方式をとっております。これは、数字的には若干の相違はあろうと思われけれども、大体違っておらないと思えます。現在全人口の約八〇%、これは全人口が九千四百万人としまして、八〇%が直接間接に農業に従事しておるというこの実態から、やはりこのセンターも、パキスタンの關係は農業關係のセンターを作っておらるうと思つて、当を得たことであるうと思つて、ところが、非常

に、あの地域はよくおられて、特に教育の面がよくおられて、それね。それで、一九六一年の国勢調査によりますと、読み書きのできない人が総人口の一五・三%あるということなんです。このように非常に教育の面もおかれておるわけなんです。しかし、パキスタンでは、おかれておるこの実態を何とか取り戻して、そして先進国の市場と競争しようというので、今大きくいろいろな点に踏み出しをしておりまして、農業の振興についても、工業の生産増大についても、教育、医療、厚生、改革、拡充、また水産、運輸の改善、いろいろな点について、大馬力をかけておるようございまして、そこで、ちょうど五カ年計画で二百三十億ルピーの予算を予定して、今のおくれを取り戻すために努力をする計画がなされておるようございまして、その中で、アメリカのドルでいきますと四十八億三千二百万ドルぐらいでございまして、その三分の一に相当する額は外国の援助を仰ぐという考え方をとおるわけなんです。そうしますと、日本の場合は、これは今パキスタンを例にとりましたが、ここに載っております幾つかの国の開発をしようとする場合には、やはり何年計画でこれこれの援助をこうしてこうするんだという一つの計画がなければ、その年々相場当たり主義でその計画の予算を組んでみて、計画を立ててみて、これはなかなか前途遠慮なものがあると思つて、だから、政府としては、こういう点について計画を持っておられるかどうか、また、この点を承りたいと思つて、

○鶴見説明員 ただいまパキスタンの例を御指摘になったのでございまして、現在パキスタンは、いわゆる第二次五カ年計画を執行中であつたわけであつたわけですが、現在わが国といたしまして、一昨年の七月から始まつたわけであつたわけですが、現在わが国といたしまして、その五カ年計画というものを、対して積極的に協力をすると、趣旨のもとに、パキスタンに対する世銀主催の債権国会議というものがございまして、すでに六千五百万ドルの借款の供与を行なつております。そういうふうに、それぞれ開発途上にある諸国の開発計画——パキスタンにつきましても、第二次五カ年計画、インドにつきましても、第三次五カ年計画、あるいはタイ、イランというそれぞれの国での計画がございまして、それぞれ開発途上にある国の開発計画に従いまして、同時に、日本自身の開発援助あるいは協力の余力——資金的な余力、あるいは技術者を派遣し得る能力といったものを勘案しまして、どの国に対してはどの程度のことができるかということ、を逐次検討しつつ、開発援助あるいは協力の実施に当たつては、次第でございまして、

○田口(誠)委員 開発計画というものは、日本の国内の場合にもとり得るわけなんです、これについては一つの計画を立てて、その計画にのつとつて、そして振興させていくというのが常であるわけなんです。実際的には、国力の關係からいけば、何十年とおかれておる国を開発する場合に、ただそのときばつたりの計画に基づいてなされるといふことになれば、これはなかなか実を結ばないと思つて、やはり少々の無理な面があつても、何カ年計画というものをきちんと立てて、そして、これには予算がどれだけ要するんだ、こういうことから踏み出して、積極的にやらなければ、なかなか開発計画というものは、なかなか開発計画といふのは、実を結ばないし、実を結ばなければ、こちらの方から援助をしても、援助しただけのもになつてこないわけであつて、いつまでたつても、だから、やはり日本から援助をすれば援助をしたその効果が早く現われるという、また効果を現わす方法はどうかすればいいかと

いふことの計画が立てられておらなければならぬと思つて、ただ、ほつておけばアメリカから手を出すと、ソ連から手を出すと、こういうふうなことで、日本も何とかやらなければならぬというので、そのときは、ばつたりの計画によつていろいろな事業を進められても、なかなかこれはものにならないと思つて、そういう心配の上から質問するのですから、これに答へられる御答弁をいただきたいと思つて、不備であれば不備であるとか、これから十分に検討して、そういうような傾向でやるとか、これで十分とか、そういうような答弁があると思つて、私に、いずれにしましても、私の要求に対する率直な答弁をお願いしたいと思つて、

○鶴見説明員 ただいま田口先生からの御質問の点でございまして、先ほどお話し申し上げましたごとく、日本といたしまして、開発途上にある諸国に對しましては、資金協力あるいは技術協力というものを、従いまして、その開発途上にある諸国自身の自主性というものを、やはり十分尊重しなければならぬ問題でございまして、従いまして、それらの諸国の開発計画というものに見合った形で、われわれの方の資金援助なり技術援助というものを逐次実施していくということが必要になるわけであつて、その限りにおきましては、そういう相手国の開発計画というものを、十分われわれの方でも検討いたしまして、それに見合った形のわれわれの方の資金援助、技術協力の計画というものが成り立つて参る

り事實は仕事をやらないということですが、事実若い書記官なり事務官なりが、どんどんと優秀な人は次から次へと人事の交流を行なって、そうして必要なものはやり、それで住居もりっぱなものに任まわして、活動は外国人に劣らぬ活動をしてもらうということを私は申し上げたのであって、その裏には、今までの人事の交流というものが非常に不明朗であったという、これも一つあるわけなんです、この点は、おそらく今後はそういうことはないと思えますけれども、やはりその人事の交流の場合には、一つの政治的配慮とか、あるいは落選したから今回はここへやるのだというふうな、そういう配慮をしてもらっては——これは、やはり人にもよりにけりですけれども、十分に仕事はやってもらえぬと思うので、この際そういう点も御忠告を申し上げておきます。

○川村(善)政府委員 御説ごもっともでございます。私がいる限りは、そういうふうな方でやっていきたいと思えますから、どうぞ皆さんにも御援助をお願い申し上げます。

○中島委員長 本日はこの程度にどうも、次会は、来たる十九日月曜日午前十時理事会、十時半委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後一時三十八分散会

内閣委員会議録第三号中正誤

ハシ 誤 正

六 別表、大韓民国の項中

二、九六 二、九七

七 ドイツの項中

一六、〇〇 一六、八〇

八 ベルギーの項中

二、八八 三、八八

九 ガボンの項中

六、六〇 六、六〇

一〇 ルクセンブルクの項中

四、五五 四、五二

三 附則第三項の表、フィンランドの項中

三、三四 三、三四

四 同表中 ルクセンブルク

ルグ ルグ

三 上段附則 法律第十八号

第六項中 法律第十八号)

内閣委員会議録第五号中正誤

ハシ 行 誤 正

三 元 申立ての

申立てについて

三 受けるとき

受けたときは

三 検証する

検証をする

四 立ち合ひ

立ち合ひ